

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	川田テクノロジーズ株式会社
【英訳名】	KAWADA TECHNOLOGIES, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川田 忠裕
【本店の所在の場所】	富山県南砺市苗島4610番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って います。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03 - 3915 - 7722 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 渡邊 敏
【縦覧に供する場所】	川田テクノロジーズ株式会社 東京本社 (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	132,176	187	3	(注)1	可決 (97.90%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件					
川田 忠 裕	131,932	434	-		可決 (97.72%)
渡 邊 敏	131,954	412	-		可決 (97.73%)
川 田 哉	131,942	424	-		可決 (97.72%)
多 田 勝 仁	131,960	406	-	(注)2	可決 (97.74%)
山 川 隆 久	131,791	575	-		可決 (97.61%)
高 桑 幸 一	131,892	474	-		可決 (97.69%)
麦 野 英 順	131,774	592	-		可決 (97.60%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
坂 原 寛	131,004	1,362	-		可決 (97.03%)
福 地 啓 子	131,907	459	-	(注)2	可決 (97.70%)
勝 野 めぐみ	131,960	406	-		可決 (97.74%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	132,176	187	<u>20</u>	(注)1	可決 (97.90%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件					
川田 忠裕	131,932	434	<u>20</u>	(注)2	可決 (97.72%)
渡邊 敏	131,954	412	<u>20</u>		可決 (97.73%)
川田 哉	131,942	424	<u>20</u>		可決 (97.72%)
多田 勝仁	131,960	406	<u>20</u>		可決 (97.74%)
山川 隆久	131,791	575	<u>20</u>		可決 (97.61%)
高桑 幸一	131,892	474	<u>20</u>		可決 (97.69%)
麦野 英順	131,774	592	<u>20</u>		可決 (97.60%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
坂原 寛	131,004	1,362	<u>20</u>	(注)2	可決 (97.03%)
福地 啓子	131,907	459	<u>20</u>		可決 (97.70%)
勝野 めぐみ	131,960	406	<u>20</u>		可決 (97.74%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。